

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認函館地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 53 年 4 月分から 60 年 3 月分まで夫婦共に、経済的な理由で申請免除を受けていた。

昭和 60 年度分の保険料は、昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料 1 期分 2 万 220 円を銀行で納付後、領収証を持って A 市役所の B 課の窓口に行き、昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月分の免除申請の手続をした。手続の際に、窓口の年配男性職員が領収証を預かったまま返してもらえず、後日にも返却されなかった。また、自分の分の国民年金保険料は免除手続を行ったが、夫の分の国民年金保険料は免除手続後もしばらく納付していた。領収書は既に破棄しており、納付した金融機関も覚えていないが、国民年金保険料を納付した日付や金額を書いたメモがあるため、申立期間の国民年金保険料納付記録が免除になっているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人とその夫の国民年金保険料の納付状況を記したメモを所持しており、加入当初からの記載された国民年金保険料額及び納付年月日について、その金額が当時の国民年金保険料額と一致しているとともに、納付日が、行政庁の国民年金保険料の収納年月日を確認できる期間について、おおむね一致していることが確認できることから、当該メモは信憑<sup>びよう</sup>性が認められる。

また、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されてお

り、夫婦の納付日を確認できる期間については、いずれも同一日に納付している等、基本的に夫婦一緒に納付していたものと認められる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、夫の当該期間の保険料は納付済である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月19日から42年10月1日まで  
年金請求のため社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間を確認したところ、株式会社A、B支店に勤務していた期間については、昭和44年2月28日に「C」という名前で、脱退手当金を受給しているとの回答だったが、退職後1年5か月も経ってから脱退手当金を請求する訳もなく、自分としては脱退した記憶もなく、脱退手当金を受給した記憶もない。厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年5か月後の昭和44年2月28日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号台帳索引票の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和42年11月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年6月まで  
昭和43年4月から、国民年金保険料を継続して納付してきた。  
ねんきん特別便により、この度のことを知ったが、それまで、保険料納付期限に時効があることは全く知らなかった。  
保険料を還付したとあるが、私は全く記憶にない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が所持する領収書から昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料が昭和50年1月27日に納付されていることが確認できるものの、その時点で申立期間を含む47年4月から同年9月までの保険料は、時効により納付できない期間である。

また、その時効により納付できない期間の保険料については、当時、第2回特例納付が実施されていたことから、その一部を特例納付保険料として収納した結果、1か月の保険料に満たない金額が還付されていることについて不自然な点は無い。

また、社会保険庁の特殊台帳には、申立期間の国民年金保険料を還付したことを示す還付金額や還付決定日が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 9 月まで

誰が国民年金の加入手続をしたのか分からないが、町内会の人や国民年金保険料の集金に来ていたことは、近所に住んでいる友人も知っている。年金制度が開始された昭和 36 年 4 月は、ちょうど結婚して、今の住所に越してきたころであり、領収書もらったのか、印紙もらったのかは定かでないが、夫や義母の分と一緒に現金で支払っていたのは確かである。

しかし、年金手帳がどこに行ったのか、何冊あったのか分からず、当時のメモや日記も無い。亡くなった夫の国民年金保険料の納付状況も含めて、確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 6 月に夫及び義母と連番で払い出されていることが確認でき、この時点で申立期間の一部は時効であり、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、昭和 41 年 4 月以降、A 婦人会という国民年金保険料納付組織が存在し、申立人及び申立人の友人が所属していることは確認できるが、申立人が集金人として主張する人物が当該納付組織に所属していたか不明である上、当該人物は既に亡くなっているため、申立人に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、夫や義母の分と一緒に国民年金保険料を納付していたと供述しているが、申立期間に該当する期間の納付記録は、申立人の夫も申立人と同様に未納であり、義母も昭和 40 年度を除いて

未納であるなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月及び同年7月並びに41年8月から44年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、昭和44年8月から46年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月及び同年7月  
② 昭和41年8月から46年7月まで

父と同じ会社に勤務していた人が亡くなり、配偶者に遺族年金が支給されていると聞いた。同じような条件である母が、遺族年金を受けていないと思い申立てを行った。

現在、母は高齢で話を聞くことはできないが、以前、父の保険料を「3年は自分の分と一緒に納付していた、その後は納付できずに免除を受けていた。」と話していた。母はお金にきちんとしていた。

(注) 申立ては、死亡した申立人の息子が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻からは高齢のため直接話を聞くことができず、当時の国民年金保険料納付及び免除申請の状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、申立人死亡後の昭和49年11月に払い出されており、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたとは考え難く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し及び免除されていたものと認めることはできない。

## 函館国民年金 事案 187

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から 60 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月から 60 年 12 月まで

国民年金未納の通知が送られてきたので、A市役所のB課にその通知を持って相談に行ったところ、時効により2年分の保険料しか納付できないとの事だった。

妻の退職金が昭和 60 年 12 月に支給されたため、2年分の保険料をまとめて銀行から納付した。

間違いなく2年分の保険料を納付したので、記録の訂正を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を昭和 61 年 1 月に納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 3 月以降（同年 5 月 27 日までの間）に払い出されていると推認され、申立期間は未加入期間で保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるなど、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和 61 年 1 月に妻名義の銀行口座から引き出して納付したと主張しており、その銀行通帳の記録から、61 年 1 月 23 日及び 24 日に計 73 万円の引き出しが確認できるものの、その内訳は不明であるとともに、申立人の妻は、納付したとする保険料額の記憶は曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付したことを裏付けるものとは認

め難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 函館国民年金 事案 188 (事案 123 の再申立)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月から平成 4 年 3 月まで

私の結婚前から母が掛けてくれていた簡易保険があり、結婚して何年かたったころ、母が「子供のために使いなさい。」と言って、簡易保険の証書と印鑑を私に渡してくれた。保険は、母からもらった時は満期になっていたが、据え置き期間中だった。何年かたった後に解約して自分の名義で郵便局の定額貯金にした。

その定額貯金を解約して追納保険料を約 40 万円くらい支払ったにもかかわらず、免除の記録とされている。

母からもらった簡易保険を解約する際に使った印鑑の印影を新たな証拠として提出する。

### 第3 委員会の判断の理由

今回の申立期間を含む昭和 61 年 9 月から平成 8 年 3 月までの免除期間のうち、平成 8 年 9 月に追納した約 40 万円相当の期間の申立てについては、申立人が申立期間の追納保険料を納付するために解約した定額貯金の解約関係書類の保存年限が経過しているため、解約されたことが確認できない上、申立期間当時、追納保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いこと、申立人は、当時、申立期間の追納保険料を納付したことは夫にも話していないため、夫から証言を得ることはできないこと、申立人が記憶する領収書は、申立期間当時、実際に使用されていた領収書の形状とは異なっていることから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間の追納保険料を納付するために解約した定額貯金は、申立人の母親からもらった簡易保険を元にしたものであり、簡

易保険の証書と共に母親から渡された旧姓の印鑑が新たな証拠であるとしているが、この印鑑が簡易保険契約時の届出印鑑とは確認できず、また、追納保険料を納付するために解約した定額貯金があったことを確認できる資料とはならないことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の追納保険料を納付していたものと認めることはできない。